

旧丹波少年自然の家再整備・運営事業

審査基準書

令和 6 年 7 月

令和 6 年 9 月（改訂）

兵庫県丹波市

【目次】

第1章 総則	2
1. 本書の位置づけ	2
2. 優先交渉権者選定方式	2
3. 選定委員会	2
4. 審査の流れ	2
第2章 第一次審査及び第二次審査の方法	3
1. 第一次審査	3
(1) 書類審査（資格審査）	3
2. 第二次審査	3
(1) 提案審査	3
(2) 優先交渉権者の決定	4
(3) 提案を行う事業者が一者であった場合の取扱い	4
(4) その他	4
第3章 審査基準及び審査の方法	5
1. 提案内容の審査方法	5
(1) 基本方針	5
(2) 審査方法	5
(3) 審査の配点	5
【表1 提案審査項目内容及び配点】	6

第1章 総則

1. 本書の位置づけ

本審査基準書は、丹波市（以下「市」という。）が、旧丹波少年自然の家再整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する優先交渉権者を選定するための方法及び審査基準等について定めるものです。

なお、本審査基準書は、本事業の基本情報提供書、募集要項及び要求水準書と一体を成すものです。

2. 優先交渉権者選定方式

本事業について、募集要項等の要件との適合性、民間事業者（以下「事業者」という。）の事業遂行能力や事業計画の妥当性などの幅広い能力・ノウハウを総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。

3. 選定委員会

市は、外部委員を含む「旧丹波少年自然の家再整備・運営事業に関する民間提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会の審査結果に基づいて優先交渉権者を選定します。

なお、優先交渉権者の選定までに、選定委員会の委員に対して接触等の働きかけを行ったものは失格とします。

4. 審査の流れ

審査は、ふるさと創造部総合政策課政策係（以下「事務局」という。）が行う第一次審査「書類審査（資格審査）」、選定委員会が行う第二次審査「提案審査」で構成します。

書類審査（資格審査）では、応募資格要件の確認を行います。

第一次審査に合格した事業者については、第二次審査の提案審査を受けることができます。

第二次審査の提案審査は、プレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に審査を行います。

その選定結果を受けて、市長が優先交渉権者を決定します。

第2章 第一次審査及び第二次審査の方法

1. 第一次審査

(1) 書類審査（資格審査）

① 審査方法

資格審査申請書類に不備や不足がないか確認を行い、事業者が募集要項中「第2章 応募の要件」に示す応募資格要件を満たしていることを確認します。

応募資格要件の審査方法は、本事業に関する資格等の基本的な事項について、市入札参加資格申請の審査に準じ行います。（既に市入札参加資格者名簿に登録のある事業者については、名簿登録の有無を確認します。）

提出書類に不備・不足がある場合（不備または不足が発覚した場合で、受付期間内に、補正または不足書類の提出が行える場合は、合格とします。）、または、応募資格要件を満たしていない場合は失格とします。

② 書類審査結果の通知

書類審査を合格した事業者に対し、提案審査の日程等について文書で通知します。また、書類審査で不合格となった事業者に対しても、その理由等を記し、文書にて通知します。

書類審査を合格した事業者について、市が通知する提案審査の日程で参加ができない場合は、提案の権利を失うこととします。

提案審査の通知があった場合は、速やかに提案審査出席者報告書（様式1－4号）を事務局へ提出するものとします。

2. 第二次審査

(1) 提案審査

第一次審査に合格した事業者は、選定委員会に対し、提案内容についてのプレゼンテーションを行い、選定委員会は、事業者に対し、提案内容に関するヒアリングを実施します。

① プレゼンテーションの条件

ア 提案書類を基に事業者自らがプレゼンテーションを行います。なお、提案書類以外の資料の使用については、選定委員会が認めた場合のみ、認めるものとします。

イ 提案審査は、事業者ごとに個別で実施します。

ウ プレゼンテーションは、提案の代表者に同席者を含め最大5名までとします。

エ 提案審査の時間は、1事業者につき90分以内とし、40分程度の提案内容のプレゼンテーションの後、50分程度の質疑応答の時間とします。

なお、プレゼンテーションでは、提案の背景など提案書類の中で特に提案したい点や口頭で補足したい点を求めることとします。

オ プレゼンテーション及びヒアリングにおける発言・回答内容等は、提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱います。

カ 市が用意するプレゼンテーション用機器は、次のとおりとします。ただし、使用については事業者の自由とします。

- ・ 65 型液晶モニター 1 台またはプロジェクター
- ・ HDMI ケーブル・USB-TypeC ケーブル

キ 提案審査は非公開とします。

② 選定の方法

選定委員会の各委員は、「第 3 章 審査基準及び審査の方法」に示す審査基準に基づき審査を行い、優先交渉権者及び次点優先交渉権者を選定します。

(2) 優先交渉権者の決定

市長へ選定委員会からの提案審査結果を報告し、優先交渉権者を決定します。

なお、提案審査結果は、提案の代表者に文書で通知するとともに、市ホームページを通じて公表します。

(3) 提案を行う事業者が一者であった場合の取扱い

「第 3 章 審査基準及び審査の方法」に示す審査基準を満たしていると選定委員会が判断した場合、当該事業者を優先交渉権者とします。

(4) その他

市は、優先交渉権者との事業内容に関する協議が成立しない場合または事業契約等の締結までに優先交渉権者の代表者若しくはその構成員のいずれかの者が応募資格要件を欠いた場合、市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとします。

第3章 審査基準及び審査の方法

1. 提案内容の審査方法

(1) 基本方針

提案書類の内容について、募集要項で定める「第1章 4. 本事業の目的」を達成することが可能な提案となっているかを選定委員会において審査します。

(2) 審査方法

- ① 優先交渉権者の選定は、選定委員会において行います。
- ② 選定委員会の委員名については、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、非公表とします。
- ③ 委員が審査基準に基づき採点した合計により順位付けを行い、順位を合計し、その合計値が最も低い事業者を優先交渉権者とし、2番目に低い合計値の事業者を次点候補者として選定します。
- ④ 順位の合計値が最も低い事業者が2者以上ある場合は、総得点の高い事業者を優先交渉権者とします。
- ⑤ 配点（200点満点／委員）に、採点した委員人数を乗じた点数の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たさない事業者は選定の対象としません。

(3) 審査の配点

提案書類の内容について、「表1 提案審査項目内容及び配点」に示す各審査項目に対して、5段階（1～5点）審査を行い、市が重要と考える項目ごとに設定した（1～3）の係数を乗じ、それに応じて計算された各審査項目得点の合計を算出し、審査点（200点満点／委員）とします。

【表 1 提案審査項目内容及び配点】

審査項目	審査の視点	配点
< 1 > 事業計画 (175 点)		
本事業全体のコンセプト及びビジョン	○本事業の目的等を十分理解したうえで、青垣地域ひいては、市全体の地域振興に資する提案であるか。 ○指定管理事業・自主事業が一体的に運用され、事業者の創意工夫やノウハウが活かされた実現性の高い計画で、安定的な集客が見込める提案であるか。 ○様々な利用者に対する安全性と利便性に配慮された施設の整備やサービス内容・機能が確保された提案であるか。 ○関係法令並びに市条例等を遵守し、各行政計画に配慮した提案であるか。	40 点
再整備事業	○設計業務・建設工事・工事監理業務について、実現性や具体性があり、効率的かつ効果的な内容、事業手法及び実施体制・スケジュールが示された提案であるか。 ○設計業務・建設工事・工事監理業務について、実行力があり信頼性の高い実施体制が示された提案であるか。 ○再整備に係る概算事業費に現実性があり、費用対効果の最適化が見込まれる提案であるか。 ○どの建物および敷地をどのように利活用するかについて、建物整備・敷地整備のイメージを含め実現性・具体性がある提案であるか。 ○景観や自然環境との調和に配慮、省エネ、再エネ等地球環境に配慮した提案であるか。	45 点
指定管理事業	○必要な運営形態・体制（業務従事人数、体制を維持するための予算など）が確保された提案であるか。 ○類似業務の実績などから、安定したサービスの提供や適切な維持管理が可能な提案であるか。 ○10年間の資金計画が安定的で妥当性がある提案であるか。 ○経費の節減や業務の効率化を継続的に提供する提案であるか。	45 点
自主事業	○専門的な知識、優れたノウハウや創意工夫を積極的に取り入れた提案であるか。 ○施設の特性を利用して、利用者の長時間滞在やリピート利用などの優れたプログラムなどが事業計画に示された提案であるか。 ○指定管理事業との連携によって、施設全体の魅力向上につながる提案であるか。 ○地域への経済波及効果などが見込まれる事業内容で、雇用や地場産品の活用など、地域への貢献が期待できる提案であるか。	45 点

< 2 > その他 (25 点)		
その他	○高品質なサービスを提供するための従業員の教育及び研修を行う提案であるか。 ○本施設の周知・PR や集客・販売のためのマーケティング手法について、具体的な提案があるか。 ○自然環境や周辺施設などの地域資源と連携した提案であるか。	25 点

丹波市ふるさと創造部総合政策課政策係（事務局）
〒669－3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
TEL：0795-82-0916 FAX：0795-82-5448
E-mail：sougouseisaku@city.tamba.lg.jp